

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年1月7日

徳島市監査委員 稲井 博
同 岡南 均
同 岸本 和代

工事監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査の対象工事

監査の対象工事は、令和2年8月1日現在で施工中の契約金額が1,000万円以上の工事で、工事現場の実地調査時における計画進捗率が30～80%程度の工事の中から次の工事を選定した。

工事名 金沢西排水機場吐出管更新工事
工事所管 土木部 河川水路課
契約金額 71,930,100円
工期 令和2年1月24日から令和3年3月19日まで
実地調査時点の計画進捗率 42%

2 監査対象工事の概要

(1) 事業目的 金沢西排水機場は、当初沖洲地区の農業排水を樋門開閉により行っていたが、都市化の進展に伴い、昭和30年度に徳島市耕地課において排水ポンプを2基設置。昭和50年度にはポンプの自動化とともに施設管理を徳島市下水道事務所に移管。さらに平成13・14年度には、排水ポンプ、吐出管その他関連の設備を更新した。今回設置後18年を経過したことから、老朽化した吐出管の更新工事を行うもの。

(2) 工事場所 徳島市金沢一丁目

(3) 工事内容 金沢西排水機場吐出管更新工事

吐出管更新延長・・・L=40.70m(Φ400mm～600mm)
ポンプ送水管支持架台・・・8箇所
既設管内充填工・・・V=10.30 m³
逆止弁補修・・・2台
防草シート・・・A=109.30 m²
既存構造物撤去処分等・・・1式

第2 監査の実施期間

令和2年11月26日から同年12月25日まで

第3 監査委員の除斥

藤原晃監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第4 監査の方法

監査対象工事について、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め調査するとともに、工事現場の施工状況調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に関係書類調査及び現場施工状況調査を委託し、監査の参考とした。

第5 監査の結果

監査の結果、工事はおおむね適正に執行されていた。

なお、一部改善等を要する事項については、口頭により指導を行った。